

託送供給等約款以外の供給条件の内容

令和6年9月21日、低気圧と前線による大雨により災害救助法が適用された。

このため、当社供給区域内において、低気圧と前線による大雨により被災された電気の使用者（原則として災害救助法適用地域〔令和6年9月21日以降、低気圧と前線による大雨の影響により災害救助法の適用地域が追加された場合は、当該追加地域および激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律にもとづき、低気圧と前線による大雨による災害が激甚災害として指定された場合は、当該激甚災害の対象地域を含む。〕の電気の使用者とする。）を需要者とする供給地点に係る託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者から令和7年3月末日（令和6年9月21日以降、原則として令和7年9月20日までに、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律にもとづき、低気圧と前線による大雨による災害が激甚災害として指定された場合で、災害救助法適用地域以外の地域が当該激甚災害の対象地域となったときは、当該指定日が属する月から6月後の月の末日とする。）までに申出があった場合（当社が分割接続供給を行なう供給地点においては、双方の契約者から申出があった場合に限る。）または低気圧と前線による大雨により被災された発電者（原則として災害救助法適用地域〔令和6年9月21日以降、低気圧と前線による大雨の影響により災害救助法の適用地域が追加された場合は、当該追加地域および激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律にもとづき、低気圧と前線による大雨による災害が激甚災害として指定された場合は、当該激甚災害の対象地域を含む。〕の発電者とする。）の受電地点に係る発電量調整供給について、当該発電者もしくは当該発電量調整供給に係る発電契約者から令和7年3月末日（令和6年9月21日以降、原則として令和7年9月20日までに、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律にもとづき、低気圧と前線による大雨による災害が激甚災害として指定された場合で、災害救助法適用地域以外の地域が当該激甚災害の対象地域となったときは、当該指定日が属する月から6月後の月の末日とする。）までに申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

なお、当社は、電気の使用者または発電者の被災状況を確認するため、必要に応じて災証明書の提示を求める等の措置を講ずることがある。

1. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点に係る接続送電サービス料金、

臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の令和6年8月（支払期日が令和6年9月21日以降となるものに限る。）、9月、10月および11月料金計算分の供給側料金算定日を、託送供給等約款（2025年1月31日付け認可。以下「託送約款」といい、当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送供給等約款をいいます。）18（料金）の規定にかかわらず、それぞれ1月延期する。

2. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、託送約款 18（料金）の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 当該電気の使用者を需要者とする供給地点に係る接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から令和7年3月31日が属する料金計算月までに限り、免除する。ただし、令和7年3月31日が属する料金計算月については、令和7年3月の検針日もしくは当社があらかじめ契約者に計量日をお知らせした場合には計量日から令和7年3月31日までの期間における接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を免除することとし、託送約款 33（料金の算定）に準じて日割計算をして、料金を算定する。

(2) 令和7年4月1日が属する料金計算月から、被災日が属する料金計算月から6月後の料金計算月までに限り、各月の料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定する。

イ 割引の対象

電灯定額接続送電サービスについては接続送電サービス料金とし、電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスについては臨時接続送電サービス料金とし、その他については当該供給地点の接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とする。）とする。ただし、託送約款 33（料金の算定）（1）イ、ロ、ニ、ホ、へまたはりの場合は、まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される1月の金額とする。

ロ 割引率

ハに定める割引日数1日ごとに4パーセントとする。

ハ 割引日数

割引日数は、各月の料金の算定期間（令和7年4月1日が属する月の料金の算定期間については令和7年4月1日から令和7年4月の検針日もしくは当社が

あらかじめ契約者に計量日をお知らせした場合には計量日の前日までとする。)における、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない期間の日数とし、30分ごとの接続供給電力量等にもとづき当社との協議によって定める。

3. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、契約者が当該電気の使用者を需要者とする供給地点に係る接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点に係る接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが令和7年3月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時の当該供給地点にかかる接続供給の契約電力をこえないとき（分割接続供給の場合は、その申込みにもとづく1供給地点につき、1接続供給契約を締結した場合の接続供給の契約電力が、被災時の1供給地点につき、1接続供給契約を締結した場合の接続供給の契約電力をこえないときに限る。）は、託送約款71（供給地点への供給設備の工事費負担金）の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。
4. 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送約款20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で、その申込みが令和7年3月末日までに行なわれたときは、託送約款73（臨時工事費）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。
5. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、託送約款18（料金）の規定にかかわらず、令和7年3月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金および臨時接続送電サービス料金の基本料金ならびに予備送電サービス料金の割引を行ない料金を算定する。
6. 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、電流制限器および通信設備等の取付位置の変更の申込みを令和7年3月末日までに行なった場合で、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送約款63（引込線の接続）、64（計量器等の取付け）、65（電流制限器等の取付け）および66（通信設備等の施設）の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

7. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、当社が分割接続供給を行なう場合で、5によって割引を行ない接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金または予備送電サービス料金を算定するときは、8による料金の調整を行なうために、1供給地点につき、1接続送電サービス、1臨時接続送電サービスまたは1予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金または予備送電サービス料金を、5に準じて割引を行ない算定する。
8. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、当社が分割接続供給を行ない、かつ、5によって割引を行ない接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金または予備送電サービス料金を算定する場合で、それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金または予備送電サービス料金の合計と、7によって算定された1供給地点につき、1接続送電サービス、1臨時接続送電サービスまたは1予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金または予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは、託送約款 33（料金の算定）(12)、(13)および(14)の規定に準じて、接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金または予備送電サービス料金の調整を行なう。
9. 被災された発電者の受電地点に係る系統連系受電サービス料金の令和6年8月（支払期日が令和6年9月21日以降となるものに限る。）、9月、10月および11月料金計算分の支払期日を、託送約款 34（支払義務の発生および支払期日）の規定にかかわらず、それぞれ1月延期する。
10. 被災された発電者の受電地点において、被災時から引き続きまったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は、すべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限る。）には、託送約款 18（料金）の規定にかかわらず、次のとおりとする。
 - (1) 当該発電者の受電地点に係る系統連系受電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から令和7年3月31日が属する料金計算月までに限り、免除する。ただし、令和7年3月31日が属する料金計算月については、令和7年3月の検針日もしくは当社があらかじめ発電契約者および発電者に計量日をお知らせした場合には計量日から令和7年3月31日までの期間における系統連系受電サービス料金を免除することとし、託送約款 33（料金の算定）に準じて日割計算

をして、料金を算定する。

- (2) 令和7年4月1日が属する料金計算月から、被災日が属する料金計算月から6月後の料金計算月までに限り、各月の料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定する。

イ 割引の対象

当該受電地点の系統連系受電サービスの基本料金から系統設備効率化割引額を差し引いた金額とする。ただし、託送約款33（料金の算定）（1）イ、ハ、ニ、トまたはチの場合は、まったく電気を発電または放電しない日における契約内容に応じて算定される1月の金額とする。

ロ 割引率

ハに定める割引日数1日ごとに4パーセントとする。

ハ 割引日数

割引日数は、各月の料金の算定期間（令和7年4月1日が属する月の料金の算定期間については令和7年4月1日から令和7年4月の検針日もしくは当社があらかじめ発電契約者および発電者に計量日をお知らせした場合には計量日の前日までとする。）における、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を発電または放電しない期間の日数とし、30分ごとの発電量調整受電電力量等にもとづき当社との協議によって定める。

11. 被災された発電者の受電地点において、発電設備等が災害のため復旧まで一時運転不能となったものについて、託送約款18（料金）の規定にかかわらず、令和7年3月末日までの間は、その運転不能設備に相当する系統連系受電サービスの基本料金の割引を行ない料金を算定する。

なお、この場合、その運転不能設備に相当する系統連系受電サービスの系統設備効率化割引は適用しない

12. この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送約款によるものとする。

附 則

- 1 本供給条件は、令和7年4月1日から実施する。
- 2 本供給条件実施の際現に託送供給等約款以外の供給条件（令和6年9月27日付け20240924資第36号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けている契約者および発電者については、本供給条件の規定を適用する。
- 3 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

以 上